



LIFRE

**Legal Information Flash Report
from MCLAW**

発行：丸の内中央法律事務所
〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-4-1
新国際ビル817区
TEL:03-3201-3404
FAX:03-3201-3434
URL:<https://www.mclaw.jp>
email: tsutsumi@mclaw.jp

改正流通業務総合効率化法・貨物自動車運送事業法（4月1日施行）の概要及び東京証券取引所において検討されているMBOの新しいルールについてご紹介します。

◆物流事業に関する法改正

いわゆる2024年問題による物流停滞への懸念や、昨今、特に軽トラック運送業において死亡・重傷事故が増加していることに鑑み、**流通業務総合効率化法・貨物自動車運送事業法が改正されました**。これにより、物流が持続的に成長することが期待されます。改正内容の概要は、次の通りです。

1. 荷主・物流事業者に対する施策

- (1) 荷主（発荷主・着荷主）と物流事業者（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、物流効率化のために取り組むべき措置について努力義務が課されることになりました。これらの措置について、国が判断基準を策定することとされています。

例 非効率な荷役作業（バラ積み・バラ降ろし）を、パレットを利用することで効率化し、荷役時間を短縮。

また、元請トラック事業者は荷主がこうした措置を講ずることに協力する努力義務が課され、また、フランチャイズチェーンの本部も、荷主に準ずる義務を負うものとされました。

- (2) 一定規模以上の事業者を「**特定事業者**」として指定し、**中期計画の作成や、定期報告等を義務付け**ます。こうした取組が不十分な場合、行政から勧告や命令が発せられます。
- (3) 特定事業者のうち、荷主に対しては、**物流統括監理者の選任が義務付け**られます。

2. トラック事業者の取引に対する施策

- (1) 元請業者は、実運送事業者の名称等を記載した**実運送体制管理簿の作成を義務付け**られます。
- (2) 運送契約の締結等に際して、**提供する役務の内容やその対価（附帯業務料、燃料サーチャージ等）について記載した書面を交付することが義務付け**られます。
- (3) いわゆる下請行為の適正化する努力義務が課され、一定規模以上の事業者に対しては、管理規定の作成や責任者の選任が義務付けられます。

3. 軽トラック事業者に対する施策

- (1) 軽トラック事業者は、**貨物軽自動車安全管理者を選任し、国交大臣への届け出た上で、定期講習を受講させる義務**を負います
- (2) 国交省HPにおける公表事項の対象に、軽トラック事業者の事故報告や安全確保命令等に関する情報が追加されました。

◆東証によるMBO規制の見直し

近年、大正製薬や日本ハウズイング、永谷園など、日本においてMBO（経営陣による自社株の買収）が行われる事例が増加していますが、**MB**

Oは売り手と買い手が同一となるため、進め方によっては買付価格の設定などについて一般投資家（少数株主）の利益が保護されない可能性があり、東京証券取引所としては近い将来にMBOに関する新しいルールを設定する予定とのことからご紹介致します。

1. 少数株主に配慮した意見の聴取について

現在、①支配株主による完全子会社化の場合にのみ、②「少数株主にとって不利益でないもの」かどうかについて③「利害関係を有しない者」から意見を入手すべきであるとされています。

この点、改正後は、①**MBO全般について**、②「**一般株主にとって公正であることに関する意見**」について③**特別委員会から意見を入手するべきである**という規制になります。また、検討すべき観点としても、当該M&Aの是非、取引条件の公正性及び手続の公正性という観点を盛り込むべきであること並びに検討内容・根拠について十分な説明・開示を行うべきであると明記されることになります。

2. 必要かつ十分な情報の開示について

以下の各事項について、**現在定められている開示事項より拡充して、考え方などを開示するよう明記されること**になります。

- ・株式価値算定の概要（財務予測、割引率、継続価値、非事業用資産、その他）
- ・算定期間との関係（利害関係がある場合は依頼した理由、報酬体系）

3. コメント

東証の定める内部規範ではありますが、上場企業にとっては拘束力がありますので、詳細については今後に注目です。（<https://x.gd/zwsnr>）
（弁護士友成、弁護士門屋）

法務トピックス

◆改正戸籍法の施行（令和7年5月26日）

戸籍に氏名のフリガナを記載する制度が始まります。改正法施行後（5月26日以降）の流れは下記のとおりです。

- ①**本籍地の市区町村長からの通知を確認**（本籍地の市区町村から戸籍に記載される予定の氏名のフリガナが通知される）
 - ②**氏名のフリガナの届出**（改正法の施行日後1年以内に限り、氏名のフリガナの届出ができ、受理されれば届け出た氏名のフリガナが戸籍に記載される）
 - ③**市区町村による氏名のフリガナの記載**（②の届出がなかった場合、改正法の施行日から1年を経過した日以降に①の通知に記載されたフリガナが戸籍に記載される。②の届出がなかった場合に戸籍に記載されたフリガナは一度に限り家庭裁判所の許可を得ずに変更することができる）
- 詳細は法務省のHPをご覧ください。